

# 福島市 農政だより

編集・発行

福島市五老内町3番1号  
福島市農政部農業企画課

発行責任者

農政部長 板垣 真也



## 防ごう!! 農作物被害

有害鳥獣による農作物被害を防ぐには、「侵入防止柵を設置する」、「エサとなる物を片付ける」、「周辺を刈り払いして隠れ場所を無くす」、「有害鳥獣を駆除する」などの対策があります。  
地域で助け合いながら、市の支援などを活用し、農作物被害対策を行いましょう。



### ● 農家の皆さんができること ●

#### ～収穫残渣や放任果樹をなくしましょう～

収穫残渣や放任果樹は無意識の「餌付け」となっており、獣害の温床になってしまいます。適切な処分、管理を行いましょう。

#### ～侵入防止柵を設置・管理しましょう～

市では、下記①のとおり電気柵、ワイヤーメッシュ柵、ネット柵の設置にかかる資材費を助成しています。

地域・集落単位で侵入防止柵を設置する場合は、下記②の国の補助事業を活用できます。

侵入防止柵は設置後の管理が重要です。機能しているか必ず点検しましょう。

#### ① 市侵入防止柵整備支援事業（市補助）

|                     | 電気柵               |    | ワイヤーメッシュ柵                       |                                 | ネット柵                            |    |
|---------------------|-------------------|----|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|----|
|                     | 新設                | 補修 | 新設                              | 補修                              | 新設                              | 補修 |
| 単独の農地に設置する場合        | 購入費用の<br>上限1／2 補助 |    | 購入費用の<br>上限1／3 補助<br>(上限56万円まで) | 購入費用の<br>上限1／2 補助<br>(上限56万円まで) | 購入費用の<br>上限1／3 補助<br>(上限26万円まで) |    |
| 3戸以上の農地のまとまりに設置する場合 |                   |    | 購入費用の<br>上限1／2 補助<br>(上限56万円まで) |                                 |                                 |    |

お近くの JA 営農センターで申請してください。

#### ② 鳥獣被害防止総合対策交付金（国補助事業）

- 資材費相当額の補助（要件があるため、事前に農業企画課まで相談してください。）

**point!**

上記①「ネット柵」補助金対象

防鳥網等は、設置や撤収の手間、また、作業の邪魔になることが懸念されますが、簡易的な設置方法もあります！

簡易的な設置方法はこちらから（農林水産省HP）▶



### ● サルメールや獣マップを活用 ●

市ではニホンザルの出没をメールでお知らせする「サルメール」と、鳥獣の出没状況を地図上に表示した「獣マップ」により情報を配信しています。ぜひお役立てください！

詳しくはQRコードからご確認ください。

サルメール▶



獣マップ▶



### ● 鳥獣の被害にお困りの際は市にご相談ください！ ●

市では、イノシシ、ニホンザルの被害軽減のために専門的な技能資格を持った職員を配置し、対策や農家さんへの助言を行っています。被害にお困りの際は下記にご連絡ください。

また、ニホンザルのパトロール・追い払いを毎日行っています！ニホンザルにお困りの際はお声掛けください！

### ● 爆音機の適正な利用について ●

爆音機の使用をめぐる周辺住民とのトラブルを避けるために、爆音機以外の対策をお願いいたします。やむを得ず使用する場合は、使用時間は午前6時から日没までとし、発生音量や設置台数などはほ場周辺の生活環境に十分な配慮をお願いします。

### ● とらばさみの使用は違法です ⚠

有害鳥獣を捕獲するために使用できる猟具には定めがあり、「とらばさみ」の使用は鳥獣保護管理法で禁止されています。

また、有害鳥獣の捕獲には、原則市長の許可が必要です。

捕獲の許可について、詳しくはQRコードからご確認ください。



違法猟具「とらばさみ」



## 令和7年度 福島市営農者向け補助事業（一部抜粋）

令和7年度補助事業として、次の事業を実施しています。各要件等をご確認の上、それぞれ期日までに申請ください。予算の範囲内での補助です。詳細は市ホームページ及び各事業の実施要領等をご確認ください。

| 番号 | 事業名（締切）                        | 概要                                          | 対象者                             | 対象経費等                                              | 補助率等                                 | 市ホームページ                                                                               |
|----|--------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------|----------------------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 農地渇水・高温対策支援事業（申請締切6/30）        | 渇水・高温対策に必要な設備等の導入に対する補助                     | 市内の販売農業者                        | ・自動かん水装置、細霧冷房装置<br>・遮熱資材<br>・水源確保（井戸掘削費）他          | 1/3以内<br>上限50万円                      |    |
| 2  | 施設園芸エネルギー転換支援事業（随時受付）          | 燃油を使用しないハウス暖房設備等の導入（機器更新を含む）に対する補助          | 市内の販売農業者                        | ・ヒートポンプ<br>・バイオマスボイラー<br>・ウォーターカーテン 他              | 1/3以内<br>上限200万円                     |    |
| 3  | 雨よけハウス・多目的防災網等導入支援事業（申請締切6/30） | 雨よけハウスやナシ棚等の果樹栽培施設の導入に対する補助                 | 市内の果樹販売農業者                      | ・雨よけハウス、多目的防災網等<br>・ナシ棚、ブドウ棚等<br>・省力化に資する果樹栽培施設    | 1/3以内<br>上限150万円                     |    |
| 4  | 炭々まで枝活用推進事業（随時受付）              | 炭化器を活用して果樹剪定枝を炭に変え、土壌改良資材として施用する取り組みに対する補助  | 市内の果樹販売農業者等                     | ・炭化器<br>・炭化器用の火消し蓋                                 | 1/3以内<br>上限6万円                       |    |
| 5  | 「ゆうやけベリー」ブランド確立事業（随時受付）        | 「ゆうやけベリー」栽培のための生産基盤整備や高品質生産に資する施設等の導入に対する補助 | 市内の販売農業者で7年度に新規作付け又は栽培面積を拡大する者等 | ・ハウス、高設ベンチ<br>・暖房機、炭酸ガス発生装置<br>・防虫灯、防虫シート 他        | 1/3以内<br>上限500万円                     |    |
| 6  | 農業用再エネ設備導入支援事業（随時受付）           | 農業用・発電事業用の太陽光発電システムの設置に対する補助                | 市内の販売農業者等                       | ・太陽光発電設備（営農型ソーラーパネルも可）                             | 8万円/1kW<br>上限48万円                    |   |
| 7  | 切らずにつなぐ樹園地継承事業奨励金（随時受付）        | 樹園地継承システムに登録された樹園地が次の担い手に継承された場合に奨励金を交付     | 樹園地の「出し手」                       | —                                                  | 12,000円/10a×継承までにかかった年数（最大5年間）       |  |
| 8  | 農業施設長寿命化・防災減災事業（申請締切1/30）      | 老朽化した水門や水路などの修繕に対する補助                       | 土地改良区、水利組合、または営農者3戸以上           | ・農業施設（水路、水門 他）<br>・浚渫（水路、水門、桟 他）<br>・改修に必要な測量・調査 他 | 1/3以内、<br>上限66.6万円、<br>200万円以内の事業が対象 |  |

上記以外にも補助メニューがあります。  
詳しくは「ええ農ハンドブック」をご覧ください。



〈問い合わせ〉

- |     |       |        |             |
|-----|-------|--------|-------------|
| ①～⑤ | 農業振興課 | 生産振興係  | 電話(525)7720 |
| ⑥   | 農業企画課 | 農政企画係  | 電話(525)3726 |
| ⑦   | 〃     | 農業担い手係 | 電話(525)3740 |
| ⑧   | 農林整備課 | 管理係    | 電話(525)3728 |



後継者がいない樹園地と耕作希望者をマッチングする「切らずにつなぐ樹園地継承事業」で、令和6年度は2件、計0.37haの農地のマッチングに成功しました！

農業委員会では概ね5年以内に伐採予定の樹園地情報を「樹園地継承システム」に登録し、成木園を求める農業者とのマッチングを実施しています。農地登録を希望される方は、ぜひご登録ください。

マッチング成功時には、樹園地の「出し手」に奨励金を交付します。  
※上記表の7番参照。

申込  
方法

農業委員会事務局に備え付けの登録申込書および樹園地等情報記載用紙（市HPでも取得可）に記入の上、窓口へ持参ください。



〈農業委員会事務局 農地係〉 電話(525)3779

LINEの受信設定で、  
補助事業の情報をいち早く  
キャッチ！

福島市公式LINEでは補助事業や農業災害情報等、営農に役立つ情報を随時配信しています。

受信設定で「農業関係者」を選択すれば、農業関係の情報のみ配信されます。ぜひご登録ください。



〈農業企画課 農政企画係〉

電話(525)3726



## 26日から経営所得安定対策等加入申請会

「経営所得安定対策等」の加入申請会を、右記の日程で開催します。お近くの会場で手続きをお願いします。

申請会には、次のものを持参してください。

- ・水稻生産実施計画書兼営農計画書(控え)、印鑑、預金通帳

### ★経営所得安定対策等の概要について

#### ○水田活用の直接支払交付金

- ・水田で麦・大豆・飼料用米等の作物を生産する農業者に対して、国が直接交付金をお支払いします。

| 対象作物                | 交付単価                                        |
|---------------------|---------------------------------------------|
| 麦、大豆、飼料作物           | 35,000円/10a                                 |
| WCS用稲               | 80,000円/10a                                 |
| 加工用米                | 20,000円/10a                                 |
| 飼料用米（一般品種）          | 収量に応じ、55,000～95,000円/10a<br>(標準単価：70,000円)  |
| 飼料用米（多収品種）、<br>米粉用米 | 収量に応じ、55,000～105,000円/10a<br>(標準単価：80,000円) |

※1 上記以外のメニューも設定しています。詳細はお問合ください。

※2 飼料用米（一般品種）は、今年産から令和8年産にかけて、段階的に単価が引き下げられますので、多収品種への転換等をご検討ください。

### 令和7年度経営所得安定対策等加入申請会日程

実施期間 5月26日(月)～5月30日(金)

| 月 日      | 開 催 場 所                | 受付時間        | 地区割             |
|----------|------------------------|-------------|-----------------|
| 5月26日(月) | 飯野支所 2F会議室             | 13:30～15:30 | 飯野              |
| 5月27日(火) | JAふくしま未来福島南支店<br>2F会議室 | 10:00～12:00 | 吉井田・鳥川<br>平田・大森 |
|          |                        | 13:30～15:30 | 荒井・土湯<br>佐原・佐倉  |
| 5月28日(水) | 吾妻学習センター本館<br>多目的ホール   | 10:00～12:00 | 野田・庭坂           |
|          |                        | 13:30～15:30 | 庭塚・水保           |
| 5月29日(木) | 松川学習センター 研修室3          | 13:00～16:00 | 松川・立子山          |
| 5月30日(金) | JAふくしま未来北信支店<br>2F会議室  | 10:00～12:00 | 飯坂・信陵           |
|          |                        | 13:30～16:00 | 清水・北信<br>東部     |

期間中、他の会場での申請も可能です。

下記にご連絡ください。

〈農業振興課 生産振興係〉 電話(525)7720

〈JAふくしま未来福島地区 営農経済課〉 電話(554)5582

## 森林を取得したら届出が必要です

森林法の規定により、個人・法人を問わず、売買や相続等で森林の土地を新たに取得した方は、所有者となった日から90日以内に市への届出が必要です。ただし国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をした場合は不要です。



詳しくは市ホームページまたは林務係窓口でご確認下さい。郵送または電子申請による届出も可能です。

〈農林整備課 林務係〉 電話(525)3729

## 令和7年産大豆の新規作付け ほ場へのカリ肥料散布について

令和7年に震災後初めて大豆を作付けするほ場は、放射性物質吸収抑制対策（カリ肥料の散布）が必要です。5月23日(金)までに、下記にご連絡ください。出荷用・自家消費用は問いません。

〈農業振興課 生産振興係〉 電話(525)7720

## 山菜類(野生)の出荷を希望する皆さんへ

福島県では、消費者に安全な県産農林産物を届けるため、野生山菜類のモニタリング検査を実施しています。出荷前に、モニタリング検査を受ける必要があるか、県に確認してください。

福島市で採取される下記の品目は、放射性物質の影響で出荷が制限されています。出荷制限品目は、販売（フリマアプリ、無人直売含む）、譲渡（有償無償を問わず）、加工食品の原料とすることはできません。ご注意ください。

福島市では、くさそてつ（こごみ）※、たけのこ、ふきのとう※、たらめ※、わらび※、こしあぶら、ねまがりたけ※ は、出荷できません!!

※野生のものに限る。

〈福島県県北農林事務所 森林林業部林業課〉  
電話(521)2632



福島大学公式マスコット  
キャラクター めばえちゃん

## こんにちは、福島大学食農学類です 第17回『つなぐ！役立てる！研究紹介と今後の抱負』

福島大学食農学類食品科学コースの藤井力（ふじいつとむ）です。国の酒の行政機関や研究機関（酒類総合研究所）で約30年働いた後、2019年に福島大学に着任しました。前職では、福島ではニュースにもなる全国新酒鑑評会の裏方を5年（審査員はもっと長く）やったほか、酒のセシウム分析やセシウム関係の研究も行っていました。大学の専門科目は「発酵・醸造学Ⅱ」です。研究面では酒粕の機能性成分生成機構・維持機構の解明や利用法の開発、老香（ひねか）という清酒の貯蔵劣化臭の生成機構の解明や抑制技術に関する研究、酒米の生育環境が製成酒に与える影響（テロワール）に関する研究などを行っています。応用微生物学や醸造学が主な専門分野ですが、共同研究等によりヒト試験なども行ってきました。

いろいろなことをつないで、お役に立ちたいです：テロワール研究では米づくりと酒造りを、酒粕研究では微生物の力と機能性を、老香研究では理論と実践を、基礎と応用開発を、科学と産業を、教育と研究を、さらに地域社会を。よろしくお願いいたします。



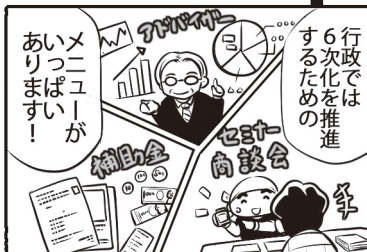
学生と一緒に。被災地の酒を新蔵の酒に受け継ぐプロジェクトで老香をつくりにくい酵母での仕込み。



藤井力 教授

## 農政4こま

その⑤ 売れる6次化とは



## 『売れる6次化』一緒に考えませんか

アドバイザーと一緒に「売れる6次化」を考えませんか?

- 流行りにマッチした商品に改良したい、
  - 新商品・既存商品の販路拡大のためにアドバイスがほしい、
- このような課題に対して「売れる6次化」を目指して、アドバイザーがあなたの新商品や既存商品の改良を共に考えます。

**対象者** 市内農産物を使用している商品の開発・改良を目指す農業者(団体可)

**費用** 無料(※ただし、資材費が発生した場合は、申請者負担となります)

**募集件数** 先着2件

**回数** 1事業者につき2回

**活用事例**

大波産さつまいもを使用した商品開発

市内大学生とさつまいもスイーツの共同開発を行い、計4品を市内カフェで期間限定販売!



まずはお気軽に、ご連絡ください!

〈農業振興課 販売促進係〉 電話(529)7663

## あぐりっしゅサポートパッケージ ～新規就農支援～

市では就農希望者を『フレッシュ農家さん』として、相談・体験・研修・営農に至る各ステップで、必要な支援を提供しています。下記事業について募集していますので、ご確認ください。



## 〈フレッシュ農家応援資金(独立就農)〉

65歳未満の新規就農者に月額5万円、最長2年間交付。  
夫婦型の場合、月額7万5千円、最長2年間交付。  
※経営開始3年以内の方対象

【申請期間6/30(月)まで】

## 〈フレッシュ農家応援資金(雇用就農)〉

65歳未満の新規就農者を正規の従業員として雇用した法人に対して月額5万円を最長2年間交付。  
※正規雇用開始後12ヶ月未満であること。

【申請期間6/30(月)まで】

## ★センパイ農家さんの登録も 随時募集中!

## 〈農業メンター事業〉

メンター役となるセンパイ農家さんに対して、月額1万円を最長2年間交付。

## 〈農業体験支援事業〉

農業体験受け入れのセンパイ農家さんに対して、1日あたり3千円を交付。

## 〈農業メンター事業〉

農業全般について気軽に相談できる地域のセンパイ農家さんをご紹介します。  
※経営開始3年以内の方対象

## 〈農業体験支援事業〉

福島市内で就農を検討しているフレッシュ農家さんに、農業体験の受け入れが可能な、センパイ農家さんをご紹介します。

〈農業企画課 農業担い手係〉 電話(525)3740

## ～公設地方卸売市場からのお知らせ～

出荷者の皆さんへ

福島市公設地方卸売市場の5月から8月までの休場日は次のとおりです。

日曜日は3部とも休場日ですので、ご注意ください。

〈市場管理課〉 電話(553)1213



| 部類   | 休 場 日                                                               |
|------|---------------------------------------------------------------------|
| 青果部  | 毎週水曜日、5月5日(月)、5月6日(火)、7月21日(月)、8月14日(休)、8月15日(金)<br>※ただし5月7日(火)は開場日 |
| 水産物部 | 毎週水曜日、5月5日(月)、5月6日(火)、7月21日(月)、8月14日(休)、8月15日(金)<br>※ただし5月7日(火)は開場日 |
| 花き部  | 毎週木曜日、7月5日(土)、7月12日(土)、8月5日(火)、8月12日(火)、8月15日(金)、8月16日(土)           |

～農業者年金を受給している方へ～

## 現況届提出のお願い

農業者年金基金から農業者年金を受給している方に対し、5月下旬に「現況届」の用紙が送付されます。同封の記入例を参考に必要事項を記入し、6月30日(月)までに、農業委員会事務局、または最寄りの支所・出張所、JA各支店に提出してください。

期限内に提出しなかった場合、年金の支払いが一時的に止まる場合があります。ご注意ください。

〈農業委員会事務局 庶務係〉

電話(525)3779

5月26日(月)より、農政部・農業委員会事務局が庁舎棟5階へ移転します! 詳しくはこちら▶

